

## 持続可能な都市づくり懇談会 開催要綱

### (趣旨)

第1条 人口減少、超高齢化の進展により、本市の都市政策の質的な変化が求められるなか、将来にわたり持続可能な都市構造を実現することが望まれるところである。このため、有識者等が集い、本市の都市構造のあり方として、次に掲げることについて、意見交換を行うため、持続可能な都市づくり懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

- (1) 土地利用について
- (2) 都市機能について
- (3) その他都市政策の充実に必要な事項

### (委員)

第2条 懇談会は、市長が招集するものとし、前条各号に掲げる意見交換の内容に応じ、その都度、必要な委員をもって構成するものとする。

2 懇談会は、必要に応じオブザーバーを置くことができる。

### (会議)

第3条 懇談会の座長には、本市の最高交通まちづくり責任者（CSO）が当たるものとする。

2 座長は、会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

### (事務局)

第4条 懇談会の事務局は、都市政策部都市計画課に置く。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年7月29日から施行する。